

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成22年度の減額認定証と医療費通知について～

■減額認定証をお渡しします

現在ご使用の減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）は、平成22年7月31日にて有効期限が満了となり、8月以降のご使用ができなくなります。7月中に新しい減額認定証をお渡ししますので、8月1日からご使用ください。

なお、減額認定証の用紙は橙色です。

交付年月日 平成22年 8月 1日	
保険者番号	01234567
住所	広域市連合1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
有効期日	平成22年 8月 1日
有効期限	平成23年 7月 31日
適用区分	区分Ⅱ
後期高齢者医療開始年月日	平成22年 8月 1日 保険者印 <input type="checkbox"/>
保険者番号並びに保険者の名称及び印	99011000 北海道後期高齢者医療広域連合 印

住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
	老齢福祉年金を受給されている方

■医療費通知の送付を希望される方へ

- これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付しておりましたが、平成22年度から発行を希望される方のみへの送付に変更となりました。
- 今後も医療費通知を希望される方は、お手数ですが、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

★ご連絡の際には、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。

★すでに「送付を希望する」旨ご連絡をいただいた方は、再度のご連絡の必要はありません。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

奥 尻 町

住民課 税務保険係

電話 2-3406

悩んでいませんか？

平成22年度精神保健相談

次のとおり精神保健相談を開催します。相談は無料です。相談を希望される場合は、事前予約が必要です（7月22日木曜日午前中まで）。

保健師等による面接あるいは電話による相談は随時応じます。お気軽にご相談下さい。

◎精神保健相談（対人関係・アルコール問題・不登校問題・ストレス・認知症等こころの健康問題）

相談日：7月27日(火) 午後3時から

※お問い合わせ先：檜山振興局保健環境部保健福祉室
(代表電話：0139-52-1053)